

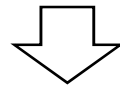
市町村長会議のこれまでの経緯(1/4)

資料4

第1回市町村長会議:平成25年4月5日

候補地選定の経緯及び今後の方針等について説明

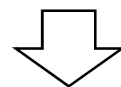
- (主なご意見)
- ・基本方針を見直すほか、風評被害への具体案に関する検討が必要ではないか
 - ・今回は市町村長の意見を集約することは困難であり、各自持ち帰り、間を取っていただきたい



第2回市町村長会議:平成25年5月27日

指定廃棄物処理施設の候補地の選定手順、及び市町村長会議でご意見・ご提案をいただきたい事項について説明

- (主なご意見)
- ・各県毎に最終処分場を整備する基本方針の見直しが必要
→県外に搬出することは困難であり、県内で処理する方針を堅持する旨説明
 - ・指定廃棄物保管量を候補地選定の際の評価対象とすることに反対
→選定手順等について意見、質問があれば、有識者会議で議論いただくこととした。



市町村長会議のこれまでの経緯(2/4)

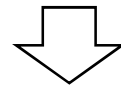
平成25年6月17日:

第2回市町村長会議における基本方針の見直しが必要とのご指摘を受け、福島県に対して、福島県外の指定廃棄物を福島県に集約して処分すべきとの意見について照会



平成25年6月19日:福島県より回答

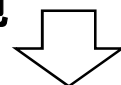
- ・「福島県においては、県内で発生する指定廃棄物のみならず、放射性物質に汚染された廃棄物の処理についても見通しが立たない極めて厳しい状況にある。」
- ・「国においては、各県で排出された指定廃棄物について、特措法及び基本方針に基づき、その責任において確実に処理すべきである。」



第3回市町村長会議:平成25年8月27日

県内処理の基本方針の制定に関するこれまでの経緯等について、指定廃棄物の最終処分場候補地の選定手順等について及び各市町長からの御意見等とその対応の方向性について説明

- (主なご意見)
- ・県内処理について了解したわけではない
 - 保管にはリスクが伴うため、1箇所での管理でリスクを低減させる必要がある旨説明
 - ・市町村長会議の場では、意見を言いにくいことからアンケート調査など別の方法で首長の意見を求めてもらいたい
 - 県の協力を得て実施



市町村長会議のこれまでの経緯(3/4)

第4回市町村長会議:平成25年12月24日

アンケート結果の概要を説明、これを踏まえて、指定廃棄物処理施設の候補地の選定手法・提示方法等の案を提示

(アンケート結果の概要)

- | | | | |
|------------------|-------|---------------------|-------|
| A) 国有地のみを対象とすべき | → 6市町 | A) 保管状況の評価項目とする | → 8市町 |
| B) 基本的に国有地が望ましい | → 8市町 | B) 保管状況の評価に一定の配慮が必要 | → 7市町 |
| C) 県有地も含める | → 3市町 | C) 保管状況の評価項目としない | → 5市町 |
| D) 国有地以外も含め対象とする | → 6市町 | D) 保管状況について意見なし | → 6市町 |
| E) その他 | → 3市町 | | |

利用可能な国有地も加え県有地も対象とし、保管量の評価の重み付けは1/2とすることとなった。

- (その他主なご意見)
- ・風評被害対策・地域振興策を示していただきたい
→候補地が決まってから具体的な内容を検討する旨説明
 - ・複数の候補地を示した上で、詳細調査を実施すべき、選定プロセスを透明化すべき
→複数提示しても反対が起こること、一刻の猶予もなく、方向性を示すべきことを説明



市町村長会議のこれまでの経緯(4/4)

これまでの議論を受けた上で、前政務官より新たな段階、
選定作業に入る旨を明言



平成26年7月30日：塩谷町の寺島入を候補地として公表



第5回市町村長会議：平成26年7月31日
栃木県における候補地の選定結果を説明

- (主なご意見)
- ・住民の理解が大前提であり、国が前面に出て住民の理解に努めていただきたい
 - ・塩谷町と同じ立場であり、同町を支えていきたい